平成２４年（フ）第３０８号
兵庫県たつの市揖保川町黍田56番地３　ハーティー黍田Ａ101号、従前の住所兵庫県姫路市林田町奥佐見431番地
債務者　矢野千鶴こと　磯本　千鶴
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２０号
兵庫県加古川市別府町別府934番地の６
債務者　岡元　二郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９４号
奈良市石木町157番地の１
債務者　馬場　大作
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０６号
奈良県桜井市大字忍阪1241番地の３
債務者　北橋　秀哉
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
鳥取県鳥取市緑ケ丘２丁目88番地２
債務者　山村　雅樹
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
鳥取県境港市渡町1922番地１　市営渡団地７号
債務者　角　　博**徧**
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４７６号
広島県大竹市元町４丁目２番４号
債務者　三上由紀子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４６号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5024番地の７
債務者　谷末　廣孝
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５６号
広島市安佐北区口田１丁目13―15―204、住民票上の住所広島市安佐北区口田南４丁目30番９号
債務者　石井　菊恵
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１９号
広島市佐伯区利松２丁目６番24号
債務者　石井　康裕
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９８号
広島市佐伯区杉並台９番地５
債務者　桶田　　明
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４１号
広島県東広島市八本松東７丁目11番９号
債務者　角田　朱美（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７２号
広島県廿日市市宮島口東３丁目15番20号
債務者　青野カズヱ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７号
徳島県徳島市国府町和田字表６番地　ギャラック国府３―402号
債務者　木内　**眞**司
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８０号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野368番地３、住民票上の住所福岡県朝倉市甘木2130番地１大内町団地826号
債務者　宮本　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１２号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅Ａ棟10号
債務者　井上　司朗
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４２号
長野県伊那市上新田2405番地１
債務者　唐澤雄一郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４３号
長野県伊那市上新田2405番地１
債務者　唐澤はつゑ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所伊那支部